

令和8年度県と市町村の連携・協働による行政体制最適化推進事業 業務仕様書(案)

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、「令和8年度県と市町村の連携・協働による行政体制最適化推進事業業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度県と市町村の連携・協働による行政体制最適化推進事業業務

2 業務背景及び目的

(1) 背景

急速な人口減少の進展により、特に小規模な市町村の多い本県では専門職員をはじめとする職員の確保が困難となる一方で、対応を求められる行政課題は複雑・多様化しており、行政サービス提供体制を維持していくことが課題となっている。

長野県企画振興部が県内市町村の行政体制に関する課題感を把握するために実施したヒアリング（令和6年度～7年度）と市町村意向調査（令和7年9月）によると、県内の市町村からは、公共インフラの維持管理・土木職員の確保、DXの推進、広域観光、移住推進、保健師の確保、法制執務等の専門的な事務等に関する課題感が挙げられている。

今後さらに人口減少が進むことが想定される中、県内の自治体が役割・機能を引き続き的確に果たしていくため、複数の市町村あるいは県も関与する形での連携や業務プロセスの見直しを図ることで、行政体制を最大限効率化（最適化）することが必要になっている。

上記の背景や課題を踏まえ、令和7年11月5日開催の第30回「県と市町村との協議の場」（※）において、行政のあり方や県・市町村の適切な役割分担等を議論する「県・市町村の行政体制最適化推進プロジェクトチーム」と公共インフラの維持管理、保健事業の効率的な運営、法制執務等の専門的事務の3分野に関する連携策を検討するための新たな枠組みとして、県・市町村で構成する3つのワーキンググループを設置すること、この枠組みで具体的な連携策を検討することを県、市長会、町村会の3者で確認。令和8年2月から、プロジェクトチームとワーキンググループを順次開催し、具体的な検討を開始している。

(2) 目的

本業務では、新たにワーキンググループを設置する「公共インフラの維持管理」、「保健事業」及び市町村意向調査で県内市町村の課題感として挙げられていた「移住施策」について、本県の特性を踏まえた効果的な連携の手法を調査研究し、各ワーキンググループや県内各地域における具体的な連携策の検討に資することを目的としている。

※ 県と県市長会・町村会の代表が県・市町村双方に関係する重要政策について議論する場

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

4 業務内容

(1) 公共インフラの維持管理に関する市町村の状況把握、全国の好事例の調査等

ア 県内市町村の公共インフラ分野への対応状況の調査

県内市町村における公共インフラ分野（道路、河川、橋梁、トンネル、上水道、下水道等）への対応状況（外部委託の有無、委託先、専門職員の有無等）について市町村の状況調査を実施し、取りまとめを行う。取りまとめの際には圏域、インフラ種別、業務の段階別に対応状況の類型整理を行い、イの事例調査と合わせて今後の対応策の参考とするための資料を作成する。

イ 全国の事例調査

主に以下に関する全国の事例を調査（必ずしも現地訪問までは求めない）し、本県内での連携策の検討に向けて参考になる効果的な連携の取組について、公共インフラワーキンググループ等の会議で情報共有できるよう、取組の概要や取組に際しての課題等を取りまとめた資料を作成する。

(ア) 国土交通省が推進する「群マネ（地域インフラ群再生戦略マネジメント）」に先行して取り組んでいる自治体の取組事例

(イ) 公共インフラの維持管理に関する先進的な広域連携の取組事例

(ウ) 民間企業との連携の取組事例

ウ 本県における効果的な連携策の提案

ア県内市町村の対応状況の調査やイ事例調査結果を前提に、特に小規模市町村が多く県土も広い一方で全ての広域単位で広域連合があり、多くの圏域で定住自立圏等の連携の枠組みが形成されているという本県の特性を踏まえた効果的な連携策に関する提案を行う。

エ 公共インフラワーキンググループへの参加と調査状況の報告

契約締結日以降に開催される公共インフラワーキンググループ（年4回程度、各90分程度開催予定）に出席して議論を傍聴し、上記の連携策の提案につなげること。

また、8月～10月に開催されるワーキンググループでは、上記ア、イの調査状況に関する中間報告を行い、参考資料の提供による情報共有を図ること。

令和9年1～3月に開催されるワーキンググループでは、上記ア、イの調査結果及びウの提案について資料に基づいて報告すること。

(2) 保健事業に関する全国の好事例の調査等

ア 全国の事例調査

主に以下に関する全国の事例を調査（必ずしも現地訪問までは求めない）し、本県内での連携策の検討に向けて参考になる効果的な連携の取組について、保健事業ワーキンググ

ループ等の会議で情報共有できるよう、取組の概要や取組開始の契機、取組に際しての課題等を取りまとめた資料を作成する。

(ア) 複数の自治体による保健事業共同実施の取組事例

(イ) 広域連合が保健師を直接採用又は管内市町村からの派遣等により確保し、圏域内の保健事業を一体的に実施している取組の事例

(ウ) 保健師職ではない事務職員による業務サポートの取組事例

イ 本県における効果的な連携策の提案

ア 全国の事例調査結果を踏まえ、特に小規模市町村が多く県土も広い一方で全ての広域単位で広域連合があり、多くの圏域で定住自立圏等の連携の枠組みが形成されているという本県の特性を踏まえた効果的な連携策に関する提案を行う。

ウ 保健事業ワーキンググループへの参加と調査状況の報告

契約締結日以降に開催される保健事業ワーキンググループ（年4回程度、各90分程度開催予定）に出席して議論を傍聴し、上記の連携策の提案につなげること。

また、8月～10月に開催されるワーキンググループでは、上記アの調査に関する中間報告を行い、参考資料による情報共有を図ること。

令和9年1月～3月に開催されるワーキンググループでは、上記アの調査結果及びイの提案について資料に基づいて報告すること。

(3) 広域的な移住施策の類型等整理

他県における広域的な移住施策推進の取組事例を収集し、組織形態（県主導、圏域単位組織体、市町村連携等）やその主な役割分担等について、構成する自治体規模や地域特性の観点も踏まえて整理すること。その上で、県内での活用を想定し、広域的な移住施策の参考となるよう、類型化した資料を作成すること。

(4) 打合せの実施について

業務に関する打合せは、契約締結直後（長野県庁内での対面）及び月1～2回程度（オンライン可）実施することとし、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。

5 成果品の提出

契約書第7条の本業務の成果品及び提出期限は、以下のとおりとする。

(1) 成果品

ア 業務報告書（A4版で作成のこと）紙5部及び電子版（Microsoft Word・Excel又はPowerPoint形式及びこれらをPDF形式に変換したものとする。なお、これらのソフトによらない場合は、委託者と協議すること）

イ 上記4記載の調査結果・提案に関する資料の電子版（Microsoft Word・Excel又はPowerPoint形式及びこれらをPDF形式に変換したものとする。なお、これらのソフトによらない場合は、委託者と協議すること）

ウ その他、成果品として必要と認められるもの。

(2) 提出期限

- ・ 4 (1) のア、イ及び4 (2) のアについては、令和8年10月30日 (金) までに資料として取りまとめることとする。(4 (1) エ、4 (2) ウ記載の8月～10月開催予定の各ワーキンググループでは暫定版資料により中間報告も実施)
- ・ 4 (1) のウ、4 (2) のイについては、令和8年12月25日 (金) までに資料として取りまとめることとする。
- ・ 上記以外については、令和9年3月24日 (水) までとする。

6 完了検査

- (1) 受託者は、本業務完了後、業務完了報告書を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 成果品の帰属

- (1) 本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 委託者は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。

8 再委託

- (1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること
- (3) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは協議の上、書面によりこれを定める。